

○中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成19年5月14日中津市告示第102号

改正

平成20年5月30日中津市告示第140号

平成22年4月 8日中津市告示第106号

平成24年5月 9日中津市告示第243号

平成25年5月22日中津市告示第162号

平成26年5月19日中津市告示第166号

平成29年5月21日中建指第196号

平成30年4月 2日中津市告示第137号

令和 元年5月30日中津市告示第17号

令和 3年3月30日中津市告示第95号

令和 5年5月15日中津市告示第160号

令和 6年3月21日中津市告示第105号

中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断及び耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の定めるところにより中津市木造住宅耐震化促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大分県木造建築耐震診断士 建築士法(昭和25年法律202号)第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し大分県建築物総合防災推進協議会に登録したものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。ただし、補助金の交付の対象

となるのは、大分県木造建築耐震診断士（以下「診断士」という。）が行ったものに限る。

(3) 耐震補強設計 診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。ただし、大分県知事が認めたものについては、この限りでない。

(4) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計（地盤・基礎の総合評価に注意事項がないものに限る。以下これに同じ。）に基づき行う改修工事（減築を含む。以下「改修工事等」という。）をいう。ただし、原則として増築（床面積の増えないものは除く。）に係る工事は含まないこととする。

(5) 部分耐震改修工事 下記に掲げる工事とする。

ア 段階的耐震改修工事 耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものを、以下の基準を満たす耐震補強設計により行う改修工事。又は耐震性の向上が期待できるものとして市長が認める改修工事。

(ア) 階別型 第一段階で2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする改修工事

(イ) 評点型 第一段階で住宅全体の上部構造評点を0.7以上1.0未満とする改修工事

(6) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。

(補助対象者)

第3条 耐震診断に要する経費に係る補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅の所有者等（国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）

(2) 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定に

よる改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

（3） 地上階数が2以下の住宅

2 耐震改修工事に要する経費に係る補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する住宅の所有者等（国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

（1） 昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、耐震診断の結果、精密診断による評点が1.0未満（ただし、市長が特に認める場合は一般診断による評点が1.0未満）であるもの

（2） 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

（3） 地上階数が2以下の住宅

（補助対象事業、経費及び補助率）

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表1に定める。

（補助金の交付申請）

第5条 耐震診断に要する経費に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（診断）（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 耐震改修工事に要する経費に係る補助申請者は、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修）（様式第1号の2）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 規則第3条第2項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第3項に掲げる事項とする。

（補助金の交付決定通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中津市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により同条に規

定する申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた耐震診断（以下「補助対象診断」という。）又は耐震改修工事（以下「補助対象工事」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ中津市木造住宅耐震化促進事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項に規定する変更申請について準用する。この場合において、同条第1項中「中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中津市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」とあるのは、「中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号の2）」と読み替えるものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助事業の取りやめ申請)

第8条 補助決定者は、補助対象診断又は補助対象工事を取りやめようとするときは、あらかじめ中津市木造住宅耐震化促進事業取りやめ申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助決定者は、補助対象住宅の耐震診断が完了したときは、中津市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、補助対象診断が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、中津市木造住宅耐震化促進事業完了報告書に関係書類を添えて、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容及び補助対象工事においては現場で工事の完了状況を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）

により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、精算払いにより交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 第10条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 耐震診断の補助金の交付については、補助対象住宅の耐震診断を行った診断士が代理受領することとする。

3 耐震改修工事の補助金の交付については、補助対象住宅の耐震改修工事を行った工事施工者が代理受領することができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第9条から第13条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成20年5月30日中津市告示第140号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の第6条第1項の規定により提出された申請書については、この告示による改正後の第6条第1項に規定する申請書とみなす。

附 則（平成22年4月8日中津市告示第106号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月9日中津市告示第243号）

この告示は、公布の日から施行し、改正前の中津市木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定により既に交付の申請がされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月22日中津市告示第162号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月19日中津市告示第166号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月11日中建指第196号）

この告示は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則（平成30年4月2日中津市告示第137号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則（令和元年5月30日中津市告示第18号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日中津市告示第95号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年5月15日中津市告示第160号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日中津市告示第105号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和5年度以降の予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

様式（省略）

別表1（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
耐震診断支援事業	診断士が行う補助対象住宅の耐震診断に要する経費	住宅1棟あたり別表2の区分毎に定める額を限度とし、その額を超える場合はその額を上限とする。
耐震改修支援事業	補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費（工事監理に要する経費及び補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助金の交付を受けることができる者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。）。ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受けるとはならない場合、当該補助、助成等の対象となる経費を除く。	第1号に定める額から第2号に掲げる額を差し引いて得た額 （1）補助対象経費の3分の2以内で市長が定める額とし、100万円を限度とする。ただし、別表3に定める場合は、補助対象経費の5分の3以内で市長が定める額とし、120万円を限度とする。 （2）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定による所得税額の特別控除の額
部分耐震改修支援事業	部分耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対し市が補助するのに要する経費（耐震補強設計及び工事監理を行った住宅の所有者等に対し市が補助するのに要する経費を含む。）	住宅1棟当たり60万円を限度とする。

備考 この表の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表2（別表1関係）

区分	補助金の額
I 平屋建て住宅で床面積が100㎡未満であるもの （平面形状に凸凹がない場合に限る）	75,000円
II 床面積の合計が100㎡未満である場合で区分Iに該当する以外のもの （精密診断法による診断に限る）	9万円
III 床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合 （精密診断法による診断に限る）	95,000円
IV 床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合 （精密診断法による診断に限る）	11万円

別表3（別表1関係）

次の各号のいずれかに該当する場合
(1) 床面積の合計が180㎡以上であるもの
(2) 昭和34年12月末までに建築されたもの
(3) 耐震診断（精密診断法による場合に限る。）の結果、各階の上部構造評点が0.4未満と判定されたもの
(4) 所有者等が属する世帯の構成員全員が65歳以上であって、補助申請者が補助金の交付申請を行う時点における当該構成員全員の直近の総所得金額が350万円未満のもの

(5) 所有者等が属する世帯が 65 歳以上の者と 65 歳未満の者（18 歳未満の世帯員を除く。）で構成される場合あって、補助申請者が補助金の交付申請を行う時点における世帯員全員の直近の総所得金額（公的年金等に係る所得金額を除く。）が 350 万円未満のもの